

群馬大学社会情報学部 政策過程論研究室

ご所属：(郡) _____市・区・町・村_____課・室_____
係・班
(集計結果の送付を希望される方⇒ メールアドレス： _____@ _____)

- 6 景観担当職員の方が参加される庁外の研究会等があれば、該当するもの**すべてに**丸をしてください。
- 1 景観関係の学会（学会の名称：_____）
 - 2 自主研究グループ等の私的な集まり
 - 3 出身校の研究室・指導教官などがつくる勉強会
 - 4 その他（具体的に：_____）
 - 0 特にない

- 7 景観政策に関する情報収集を行っていますか。
- 1 担当する業務の一環として、日常的に行っている
 - 2 課（係）で対応すべき課題がある場合に行っている
 - 3 たまたま重要な情報に出会ったときなどに詳しく調査する
 - 4 特に行っていない

7-2 7で1～3に丸をつけた方に伺います（以下、7-5まで同じ）。それ以外の方は、8にお進みください。
そうした情報は、主にどこから得ていますか。**三つまで**お選びください。

- 1 新聞
- 2 雑誌（雑誌名：_____）
- 3 専門書・学術書
- 4 ホームページ
- 5 他の自治体の担当者
- 6 国・都県の担当部局
- 7 学会や審議会などの研究者
- 8 出身校の指導教官や同窓生
- 9 コンサルタント
- 10 担当者の参加する研究会・勉強会
- 11 その他（具体的に：_____）

7-3 7-2で選んだ情報源の番号を、最も重要なものから順に記入してください。

第1番目に重要な情報源：_____ 第2番目に重要な情報源：_____ 第3番目に重要な情報源：_____

7-4 そうした情報源を通じて収集する情報は、主としてどのようなものですか。**三つまで**お選びください。

- 1 景観政策に役立つ技術的手法
- 2 景観政策に役立つ法律的手法
- 3 国等の補助事業や新たな政策動向
- 4 他の自治体の施策や動向
- 5 住民の要望
- 6 学会の動向
- 7 外国の事例
- 8 その他（具体的に：_____）

7-5 収集した情報は、どのように扱っていますか。

- 1 どんな情報でも、課内で回覧するなどして共有している
- 2 重要な情報を回覧したり、上司に報告したりする
- 3 とりあえず、担当者の資料として保存している
- 4 その他（具体的に：_____）

8 景観の保全、形成等を目的とした政策について、参考にしたい自治体や注目している自治体があれば、**三つを限度に**挙げてください。その自治体が町村である場合、郡名からお書きください。

II 景観条例の検討状況についてお尋ねします。

9 これまでに、景観破壊又はそのおそれがありましたか。

- 1 あった 2 なかった 3 不明

9-2 現在も含めて、これまでに景観条例を検討されたことはありましたか。

0 検討し、条例を制定した（制定時期：平成____年____月） ⇒残りの問いに答えず、ご返送ください。

1 あった ⇒すぐ下の (a) の設問にお答えください。

2 なかった ⇒4 ページ (b) の設問にお答えください。

3 不明 ⇒4 ページ (b) の設問にお答えください。

(a) 9-2で1と答えた方にお尋ねします。

a10 景観条例の検討は、どのように始められましたか。

- 1 担当課から首長へ具申した 2 首長から担当課へ指示があった
3 担当課で判断し、事務的に進めている 4 その他（具体的に： _____）

a10-2 その直接のきっかけとなったのは何でしたか。（9でお尋ねした「景観破壊」は除きます。）

- 1 住民からの働きかけ 2 議会での質問、陳情・請願の採択
3 他の自治体の条例制定 4 国や県（都）からの指導
5 マスコミの報道 6 国の補助事業の実施（事業名： _____）
7 その他（具体的に： _____）

a10-3 そのきっかけは、いつ頃起りましたか。 _____年____月頃

a10-4 景観条例の検討は、現在どのような状況にありますか。

- 1 現在も検討を続けている 2 検討を中断している

a11 a10-4で1と答えた方にのみお尋ねします（a11-2も同じ）。それ以外の方はa11-3に進んでください。
条例制定に至るために、解決すべき最も困難な課題は何ですか。最大で三つまでお選びください。

- 1 国の制度との関係（法律への抵触）の解決 2 住民合意を得ること
3 庁内の合意を得ること 4 実効性のある条例案の策定
5 独自性（わがまちらしさ）を出すこと 6 執行のための財源・予算の確保
7 県（都）や関係機関との調整 8 その他（具体的に： _____）

a11-2 a11で選んだ課題の番号を、最も困難なものから順に記入してください。

最も困難な課題： _____ 第2番目に困難な課題： _____ 第3番目に困難な課題： _____

a11-3 a10-4で2と答えた方にのみお尋ねします。それ以外の方はa12にお進みください。

検討を中断した理由は何ですか。

- 1 景観は条例での規制になじまないから 2 他に優先すべき政策分野ができたから
3 県（都）の条例ができたから 4 庁内の合意が得られないから
5 住民合意が得られないから 6 他の自治体の条例が効果を上げていないから
7 熱心な職員が異動したから 8 首長が交代したから
9 現在の制度（都市計画法、屋外広告物条例など）で十分だとの結論に達したから
（特に役立っている制度： _____）
10 景観破壊のおそれがなくなったから（問題となっていた行為が完了したから）
11 その他（ _____）

a¹² 条例の検討のために参考にした自治体はありましたか。ある場合、その自治体名を列記してください。

- 1 ある（自治体名： _____
- 2 ない _____

a¹²⁻² a¹²に挙げた自治体のどの点を参考にしましたか。該当するもの**すべて**に丸をしてください。

- 1 検討のきっかけとして
- 2 条例の条文
- 3 条例の制定過程（検討の手順など）
- 4 条例の執行状況
- 5 その他（具体的に： _____

a¹²⁻³ 参考にした自治体の情報はどのように入手しましたか。該当するもの**すべて**に丸をしてください。

- 1 電話による照会
- 2 郵便によるアンケート・条文等資料の請求
- 3 電子メールによるアンケート・資料請求
- 4 ホームページの閲覧による条文の入手
- 5 視察
- 6 国・都道府県からの紹介
- 7 コンサルタントを通じて
- 8 新聞
- 9 雑誌（雑誌名： _____
- 10 その他（具体的に： _____

***（a）にお答えいただいた方は、これで終わりです。ご協力ありがとうございました。**

（b） ⁹⁻²で2又は3と答えた方にお尋ねします。

b¹⁰ 現在も含めてこれまでに、景観保全や建築規制を求める住民からの働きかけはありましたか。

- 1 しばしばあった
- 2 たまにあった
- 3 なかった

b¹⁰⁻² 現在も含めてこれまでに、景観保全・形成の取り組みを求める議会質問はありましたか。

- 1 しばしばあった
- 2 たまにあった
- 3 なかった

b¹⁰⁻³ 現在も含めてこれまでに、景観条例が庁内で話題になったことはありましたか。

- 1 しばしばあった
- 2 たまにあった
- 3 なかった

b¹⁰⁻⁴ b¹⁰⁻³で1又は2と答えた方にお尋ねします。（それ以外の方は、これで終わりです。）

景観条例が庁内で話題になったのはどのようなときですか。該当するもの**すべて**に丸をしてください。

- 1 住民からの働きかけがあったとき
- 2 議会で景観に関する質問があったとき
- 3 他の自治体で新たな取り組みをしたとき
- 4 国や県（都）からの指導があったとき
- 5 マスコミの報道があったとき
- 6 補助事業を実施したとき
- 7 その他（具体的に： _____

b¹¹ b¹⁰⁻³で1又は2と答えた方にお尋ねします。庁内で話題になったにも関わらず、景観条例の検討につながらなかった理由は何ですか。

- 1 景観は条例での規制になじまないから
- 2 他に優先すべき政策分野があるから
- 3 県（都）の条例があるから
- 4 庁内の合意が得られる見通しがないから
- 5 住民合意が得られる見通しがないから
- 6 他の自治体の条例が効果を上げていないから
- 7 条例を求める働きかけがないから
- 8 景観破壊のおそれがないから
- 9 現在の制度で十分だから（特に役立っている制度： _____
- 10 その他（ _____

ご協力ありがとうございました。記入漏れがないかをご確認のうえ、同封の封筒でご返送ください。